

西脇市審議会等の委員の公募に関する指針

1 趣旨

この指針は、市政への市民参画を進めるため、西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）第11条第1項の規定に基づき市民から公募する審議会等の委員の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公募基準

審議会等の委員の選任に当たっては、原則市民の公募委員の枠を設けるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市民の公募を行わないことができる。

- (1) 委員の資格が法令等により制限されている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対して特に専門的知識等が必要とされる審議会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の公募が適当でないと認められる審議会等

3 公募委員の要件

公募委員の応募に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の他の審議会等の委員でないこと。
- (2) 本市の職員又は市議会議員でないこと。

4 公募の方法及び周知事項

委員選任予定日の1月前までに、広報紙、ホームページ等を通じて周知し、2週間以上の応募期間を設け、公募の際の周知事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的、主な審議内容
- (2) 公募する委員の数
- (3) 選任の時期及び任期
- (4) 応募要件
- (5) 応募方法及び応募期間
- (6) 選考方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他の必要事項

5 選考方法

- (1) 審議会等の設置目的を考慮し、応募申込書（別記様式）、論文、面接等により複数の職員で選考する。
- (2) 選考後速やかに、選考結果を応募者に通知する。
- (3) 公募の結果、定員に満たない、該当者がいないなどの場合は、

再公募を行わず選考することができる。

6 公募要綱の制定

委員を公募するに当たっては、公募委員の選考に関する基準及び
手続等の要綱を定めるものとする。

7 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成27年10月1日から施行する。

別記様式（第5項関係）

応 募 申 込 書

審議会等の名称			
ふりがな		性別	男・女
氏名		生年月日	年 月 日
住所 〒	電話番号 () -		
	E-mail @		
職業		勤務先又は は学校名	
<p>現在、西脇市の附属機関等の委員に（在籍している・在籍していない）。</p> <p>現在、本市の市議会議員又は本市の職員（嘱託職員・臨時職員を含む。）に （該当する・該当しない）。</p>			
<p>応募する動機（ 字程度）</p>			